

第64回 飯塚市地域公共交通協議会
第50回 飯塚市地域公共交通会議

次 第

日時：令和6年6月26日（水） 14：00～

場所：飯塚市役所本庁 1階多目的ホール

1. 開 会
2. 市民協働部長あいさつ
3. 事務局員の紹介
4. 委員の紹介
5. 議 事
 - (1) 議案第1号 会長の選出について
 - (2) 議案第2号 副会長の選出について
 - (3) 議案第3号 監査委員の選出について
 - (4) 議案第4号 幹事会委員の選出について
 - (5) 議案第5号 令和5年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について 資料1
 - (6) 議案第6号 令和6年度飯塚市地域公共交通協議会予算について 資料2
 - (7) 議案第7号 地域公共交通計画別紙：地域公共交通確保維持事業について 資料3
(予約乗合タクシー事業国庫補助関係)
6. 報告事項
 - (1) 飯塚市コミュニティ交通の運行実績について 資料4
 - (2) 「飯塚市地域公共交通計画」における施策の実施状況について 資料5-1、5-2
 - (3) 飯塚市内を運行する民間公共交通について 資料6
7. その他
8. 閉 会

令和 5 年度

歳入歳出決算書

会計期間（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日）

飯塚市地域公共交通協議会

実質収支に関する調書

単位：円

区 分	金 額
1 歳入総額	14,819,910
2 歳出総額	14,819,910
3 歳入歳出差引額	0
4 実質収支額	0

歳入歳出決算事項別明細書

歳入

単位:円

款	項	目	節	当初予算額	補正額	計	収入済額	予算現額と 収入済額との比較	説明
1)負担金	1)負担金	1)負担金	—	5,291,000	0	5,291,000	3,377,910	△ 1,913,090	飯塚市負担金
2)補助金	1)補助金	1)補助金	—	11,642,000	△ 200,000	11,442,000	11,442,000	0	予約乗合タクシー運行事業費に対する国庫補助金
歳入合計				16,933,000	△ 200,000	16,733,000	14,819,910	△ 1,913,090	

歳出

単位:円

款	項	目	節	当初予算額	補正額	予備費支出 及び流用増減	計	支出済額	予算残額	説明
1)運営費				1,023,000	0	0	1,023,000	352,910	670,090	
	1)会議費	1)会議費	1 報酬	797,000	0	0	797,000	271,400	525,600	委員報酬 (協議会開催回数:3回、延べ46名分)
			2 旅費	90,000	0	0	90,000	37,480	52,520	委員の会議出席に係る費用弁償 (協議会開催回数:3回、延べ46名分)
	2)事務費	1)事務費	1 需用費	12,000	0	0	12,000	0	12,000	消耗品費
			2 役務費	56,000	0	0	56,000	20,600	35,400	通信運搬費 (切手代)
			3 振込手数料	68,000	0	0	68,000	23,430	44,570	
2)事業費	1)事業費	1)事業費		15,910,000	0	0	15,710,000	14,467,000	1,243,000	
			1 委託料	4,268,000	0	0	4,268,000	3,025,000	1,243,000	飯塚市地域公共交通モニタリング調査等支援業務委託費
			2 国庫補助額 納付金	11,642,000	△ 200,000	0	11,442,000	11,442,000	0	予約乗合タクシー運行事業費に対する国庫補助 金相当額を市に対して納付するもの
歳出合計				16,933,000	0	0	16,733,000	14,819,910	1,913,090	予算残額は市へ返還 ※協議会財務規程第6条第3項の規定による

令和6年5月14日

飯塚市地域公共交通協議会 様

飯塚市地域公共交通協議会監査委員 香 月 法 彦



飯塚市地域公共交通協議会監査委員 田 代 敏 昭



令和5年度飯塚市地域公共交通協議会歳入歳出に係る
監査報告について

飯塚市地域公共交通協議会財務規程第9条の規定に基づき下記のとおり監査しましたので、その結果について報告いたします。

記

1 監査の対象

令和5年度飯塚市地域公共交通協議会歳入歳出決算

2 監査の期日

令和6年5月14日

3 監査の要領

監査は、歳入歳出決算書及び付属書類の合規性、計数の正確性に主眼を置き、歳入歳出簿、預金通帳、その他関係諸帳簿との照合、関係職員の説明等により実施しました。

4 監査の結果

歳入歳出決算書及び実質収支に関する調書の計数は正確であり、令和5年度の決算を適正に表示していることが認められました。また、事務処理も適正に執行されていることが認められました。

令和6年度 飯塚市地域公共交通協議会 収支予算書

■令和6年度予算

1. 収入

(円)

款・項	種 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 負担金		6,925,000	5,291,000	1,634,000	
1) 負担金		6,925,000	5,291,000	1,634,000	
	1 負担金	6,925,000	5,291,000	1,634,000	飯塚市地域公共交通協議会が飯塚市から受け入れる負担金
2. 補助金		11,442,000	11,642,000	△ 200,000	
1) 補助金		11,442,000	11,642,000	△ 200,000	
	1 補助金	11,442,000	11,642,000	△ 200,000	地域公共交通確保維持事業費(予約乗合タクシー運行事業費)に係る 国庫補助金
収入合計		18,367,000	16,933,000	1,434,000	

2. 支出

(円)

款・項	種 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
1. 運営費		1,416,000	1,023,000	393,000	
1) 会議費		1,231,000	887,000	344,000	
	1 報酬	1,080,000	797,000	283,000	協議会: @5,900円 × 24人 × 6回= 849,600円 (前年度: 4回) 幹事会: @5,900円 × 13人 × 3回= 230,100円 (前年度: 3回) 合計 1,079,700円
	2 旅費	151,000	90,000	61,000	協議会: {(@800円 × 23人)+(@1,480 × 1人)} × 6回= 119,280円 幹事会: (@800円 × 13人) × 3回 = 31,200円 合計 150,480円
2) 事務費		185,000	136,000	49,000	
	1 需用費	12,000	12,000	0	消耗品費: 12,000円
	2 役務費	82,000	56,000	26,000	通信運搬費 開催案内等切手代 (協議会、幹事会開催案内送付、返信用、会議資料送付 等) 一式 81,024円
	3 振込手数料	91,000	68,000	23,000	委員報酬・費用弁償の振込に係る手数料 その他(消耗品費、委託料等)の振込に係る手数料 一式 90,530円
2. 事業費		16,951,000	15,910,000	1,041,000	
1) 事業費		16,951,000	15,910,000	1,041,000	
	1 事業費	5,509,000	4,268,000	1,241,000	委託料 「飯塚市コミュニティ交通体系検証等支援業務」
	2 国庫補助額納付金	11,442,000	11,642,000	△ 200,000	地域公共交通確保維持事業費に係る国庫補助金相当額を市に納付するもの
支出合計		18,367,000	16,933,000	1,434,000	

令和 6 年 6 月 日

(名 称) 飯塚市地域公共交通協議会
 (代表者名) 会長 (会長氏名)

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市のコミュニティ交通については、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて定時定路線型コミュニティバスの実証運行を行い、その検証結果を踏まえ、より有効と考えられる手法として、平成 24 年度から区域運行型デマンド方式の予約乗合タクシー（地域公共交通確保維持事業の活用による）及び定時定路線型のコミュニティバスの併用運行方式を導入した。

具体的には、地区内の円滑な移動を予約乗合タクシーで担い、地区間の連結をコミュニティバスで担うことにより、高齢者等の交通弱者の日常生活における通院や買い物をはじめとする外出や社会参加を促進するための交通手段を整備するものであり、この運行方式の定着により利用者数も増加していた。また、これらに加え、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間、中心市街地を循環する定時定路線型の「街なか循環バス」の実証運行を行った。

平成 30 年 4 月からは、従来のコミュニティバスと、実証運行を終えた街なか循環バスの路線を再編し、新たな形態によるコミュニティバスの運行を開始、令和元年 10 月からは、民間路線バスの一部区間廃止に対応するため、宮若市と共同でコミュニティバス宮若・飯塚線の運行を開始した。また、令和 2 年 10 月からは民間路線バスの一部区間廃止に対応するため、当該区間を運行エリアに含む予約乗合タクシーの運行時間を拡充し、時間帯によって従来のデマンド型と、民間路線バスの廃止区間における定時定路線型を切り替える運行方式を導入した。

令和 4 年 4 月には、コミュニティ交通体系の大幅な見直しを行い、地区間輸送については、民間公共交通機関との適切な役割分担を図るため、本市単独運行分のコミュニティバスの統廃合を行い、4 路線から 1 路線に再編成した。また、地区内輸送については、これまでの予約乗合タクシーの運行に加え、市内 10 地区において定時定路線型のエリアワゴンの運行を開始した。

民間公共交通機関が廃止・縮小傾向にある中、今後も、「民間公共交通機関を補完し、市民の日常生活における移動を支える」交通手段を確保するため、飯塚市地域公共交通計画（令和 5 年 3 月策定）の基本方針（※）に沿って、引き続き地域公共交通確保維持事業を活用して、各種コミュニティ交通事業を推進する必要がある。

（コミュニティ交通とは、本市で運行する予約乗合タクシー、エリアワゴン、コミュニティバスを指す）

（※）飯塚市地域公共交通計画の基本方針

- 方針 1. 活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築
- 方針 2. 民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築
- 方針 3. 未来につなぐ、持続可能な公共交通事業

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

2-1. 事業の目標

予約乗合タクシー、エリアワゴン及びコミュニティバスの併用運行にあたっての定量的な目標として、利用者数に関する目標値を設定する。

表1 予約乗合タクシー、エリアワゴン及びコミュニティバスの定量的な目標（人）

	現状 令和4年10月 ～令和5年9月	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予約乗合タクシー	43,404	48,000	48,000	48,000
エリアワゴン	33,215	39,000	39,000	39,000
コミュニティバス (飯塚市単独運行分)	12,027	13,800	13,800	13,800
コミュニティバス (宮若市との共同運行分)	14,002	16,200	16,200	16,200

表2 予約乗合タクシー運行系統別の定量的な目標（人）

運行系統名	現状 令和4年10月 ～令和5年9月	令和7年度	令和8年度	令和9年度
飯塚東	1,422	1,573	1,573	1,573
庄内	2,808	3,105	3,105	3,105
鎮西	4,693	5,190	5,190	5,190
筑穂	9,741	10,772	10,772	10,772
穂波	9,274	10,256	10,256	10,256
潁田・鯉田	2,350	2,599	2,599	2,599
鎮西・二瀬	5,480	6,060	6,060	6,060
二瀬	4,314	4,771	4,771	4,771
幸袋	3,322	3,674	3,674	3,674
合計	43,404	48,000	48,000	48,000

2 - 2. 事業の効果

予約乗合タクシー、エリアワゴン及びコミュニティバスの併用運行により、以下の効果を期待できる。

(1) 民間と行政の役割分担等による公共交通体系の確保・維持

地区内の移動を予約乗合タクシー及びエリアワゴンで、地区間の移動をコミュニティバス及び民間路線バスでそれぞれ役割分担しつつ、それらを乗り継ぐことにより、市民が飯塚市全域において円滑に移動することが可能となる。

(2) 各地区の住民ニーズに対応した移動手段の確保・利便性拡充

地区内をデマンド型運行の予約乗合タクシーと定時定路線型運行のエリアワゴンで併用運行する。地区内を運行するエリアワゴンについては、地区住民とともに運行計画の検討・調整を行うことにより、日常生活における移動手段が確保され、利便性が向上する。

(3) 市民の外出機会増加

高齢者等の交通弱者をはじめとする市民の外出をコミュニティ交通の運行により支援することを通じて、市民の社会参加の機会が拡大する。また、地区内を運行する予約乗合タクシー及びエリアワゴンにより、地域住民の買い物や通院のための身近な移動手段が確保されることで、地区内の生活利便施設の維持に寄与する。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業の名称	事業の概要	実施主体
中心市街地と周辺地区の連携 (コミュニティバス)	中心市街地と周辺地区間の移動需要に応えるため、JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充を目指します。 (飯塚市地域公共交通計画 P. 140)	飯塚市 交通事業者
身近な輸送を支える公共交通の運行実施 (予約乗合タクシー・エリアワゴン)	交通不便地域の居住者や高齢者などの生活交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン）等の運行を実施します。 (飯塚市地域公共交通計画 P. 141)	飯塚市 交通事業者
民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動	広報誌の掲載・配布や説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催等を通じて、公共交通の利用方法や運行ルート等についての幅広くかつ丁寧な情報発信、周知広報活動による利用促進を協働で実施します。 (飯塚市地域公共交通計画 P. 142)	飯塚市 交通事業者 地域住民

公共交通モニタリング調査の実施	公共交通の利用状況、及び地域住民や利用者の意向・要望等を目的に応じたモニタリング調査により集約し、公共交通の問題・課題や利用者ニーズを抽出します。 (飯塚市地域公共交通計画 P.143)	飯塚市
コミュニティ交通に関する各種広報	市報やホームページにコミュニティ交通の利用に関する記事を掲載するとともに、市内で開催される各種イベント等の機会を活用して利用ガイド等を配布することにより、市民の潜在的な需要を喚起し、利用促進につなげる。	飯塚市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持事業により、予約乗合タクシーの運行を確保・維持する。

本市では、予約乗合タクシーの運行にあたり、令和3年度末に事業者選考を実施し、下表に示す4事業者を運行業務の委託先に決定した。

表 予約乗合タクシー運行業務の事業者

運行系統（運行地区）	運行事業者
飯塚東地区、庄内地区 筑穂地区	(有) Shonai 観光
穂波地区	穂波タクシー(株)
穎田・鯉田地区 幸袋地区	安全タクシー(有)
二瀬地区、鎮西地区	総合交通(株) 飯塚営業所

「表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

本件事業費の負担者及び収受等の流れは次のとおり。

○飯塚市：運行事業者に対し、運行経費等（定額）を委託料として支払う。

○事業者：運行に係る収入を収受し、その同額を市へ納付する。

○飯塚市地域公共交通協議会：国庫補助金（運行経費から算出）を収受し、その同額を市へ納付する。

以上により、飯塚市としての実質的な負担額は、運行経費等（委託料）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額となる。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・運行実績報告（日報等）からの運行状況の把握
- ・モニタリング調査（ヒアリング等）

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

(該当なし)

8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

(該当なし)

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
(該当なし)
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
「表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- (1) 事業の目標
(該当なし)
- (2) 事業の効果
(該当なし)
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
(該当なし)
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(該当なし)
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
- (1) 事業の目標
(該当なし)
- (2) 事業の効果
(該当なし)

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
 (該当なし)

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和4年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を5回開催

令和5年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を3回開催

令和6年度は「飯塚市地域公共交通協議会」を1回開催（令和6年6月26日現在）

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和4年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和4年度	令和4年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について 令和4年度飯塚市地域公共交通協議会予算について 飯塚市地域公共交通計画について 飯塚市生活交通確保維持改善計画（令和5年度～令和7年度）について（承認）
	令和4年10月13日	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市地域公共交通計画について
	令和4年12月1日	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市地域公共交通計画について 令和5年度のコミュニティ交通の運行について
	令和4年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市地域公共交通計画について 令和5年度のコミュニティ交通の運行について 地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について
	令和5年3月24日	<ul style="list-style-type: none"> 飯塚市地域公共交通計画について 西鉄バス筑豊特急線の運行経路変更について

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和5年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和5年度	令和5年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について 令和5年度飯塚市地域公共交通協議会予算について 飯塚市生活交通確保維持改善計画（令和6年度～令和8年度）について 飯塚市周遊バスの運行について 西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止申出について（承認）

	令和5年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度のコミュニティ交通の運行について ・西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止の申出について ・八木山地区スクールバス運行の一部変更について
	令和5年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業（国庫補助）の評価について ・西日本鉄道株式会社による筑豊（特急）福岡線（筑豊遊園系統）の一部区間廃止の申出について ・令和6年度のコミュニティ交通の運行について ・飯塚市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について ・飯塚市地域公共交通協議会規約の一部改正について

表 飯塚市地域公共交通協議会の令和6年度開催状況及び主な議題

年度	日時	主な議題
令和6年度	令和6年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度飯塚市地域公共交通協議会決算及び監査報告について ・令和6年度飯塚市地域公共交通協議会予算について ・飯塚市地域公共交通計画別紙（地域公共交通確保維持事業）について

19. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティ交通の利用者を含む地域住民に対してアンケート調査等を実施し、その調査結果及び市に寄せられた意見・要望の事業への反映を図った。

表 利用者等の意見等の収集

項目	概要
平成29年度 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を特に必要とすると考えられる65歳以上の飯塚市民を対象に、郵送による配布・回収方式によるアンケート調査を実施した。 ・高齢者と同じく公共交通機関に頼らざるを得ない高校生の意向を把握するため、嘉飯地区の県立高校に通う1年生を対象にアンケート調査を実施した。
平成30年度 市民アンケート及びヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関する市民意向を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。アンケート調査の対象は、予約乗合タクシーの利用登録者のうち、利用割合の大きい65歳以上の高齢者とした。ヒアリング調査の対象は、市内の主要施設の利用者とした。
令和元年度 市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関する市民意向を把握するためのアンケート調査を実施した。アンケート調査の対象は予約乗合タクシーの利用者及びまちづくり協議会による買い物支援ワゴンの利用者とした。

<p>令和3年度</p> <p>①高校生アンケート調査 ②各地区住民説明会</p>	<p>①平成29年度と同調査から3年が経過し、経年の動向調査のため、前回同様に嘉飯地区の県立高校に通う1年生を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>②令和4年度からの飯塚市コミュニティ交通の運行計画について、市内12地区の交流センターにおいて住民説明会を実施した。</p> <p>※交流センター 地域のまちづくりや地域福祉の拠点としての機能や役割を果たす施設</p>
<p>令和4年度</p> <p>①高校生アンケート調査 ②市民アンケート調査 ③コミュニティ交通利用者アンケート調査 ④交通事業者ヒアリング調査</p>	<p>①高校生の通学時の移動方法を把握することを目的に前回同様に嘉飯地区の県立高校に通う1年生を対象にアンケート調査を実施した。</p> <p>②「飯塚市地域公共交通計画」の策定にあたり、市民の外出状況や公共交通に対する意見・要望等を把握することを目的としたアンケート調査を実施した。</p> <p>③コミュニティ交通の乗り物ごとの利用頻度、満足度等を把握することを目的としたアンケートを実施した。</p> <p>④利用状況、運営状況、利用者からの意見等を把握することを目的としたアンケートを実施した。</p>
<p>令和6年度 コミュニティ交通利用者アンケート調査</p>	<p>・コミュニティ交通の乗り物ごとの利用頻度、満足度等を把握することを目的としたアンケートを実施した。</p>
<p>各年度通年 市に寄せられる意見・要望の聴取</p>	<p>・電話や窓口において市に寄せられる意見や要望を記録・整理し、運行形態等の見直しを検討する材料とした。</p>

22. 協議会メンバーの構成員

飯塚市地域公共交通協議会の構成員は、下表のとおりである。

表 飯塚市地域公共交通協議会の委員構成（所属一覧）

No	委員所属	No	委員所属
1	飯塚市 市民協働部長	17	鎮西地区まちづくり協議会
2	飯塚市 都市建設部長	18	鯉田地区まちづくり協議会
3	西鉄バス筑豊株式会社	19	穂波まちづくり協議会
4	九州旅客鉄道株式会社	20	筑穂地区まちづくり協議会
5	飯塚旅客自動車協同組合	21	庄内地区まちづくり協議会
6	国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所	22	穎田まちづくり協議会
7	福岡県飯塚県土整備事務所	23	飯塚市社会福祉協議会
8	近畿大学産業理工学部	24	飯塚市老人クラブ連合会
9	福岡県飯塚警察署	25	飯塚市身体障害者福祉協会
10	福岡県 交通政策課	26	飯塚商工会議所
11	飯塚片島まちづくり協議会	27	飯塚市商工会
12	菰田まちづくり協議会	28	一般社団法人福岡県バス協会
13	立岩地区まちづくり協議会	29	西鉄グループバス労働組合
14	飯塚東地区まちづくり協議会	30	九州運輸局福岡運輸支局
15	二瀬地区まちづくり協議会	31	桂川町 企画財政課 ※
16	幸袋まち まちづくり協議会	※桂川町については、令和6年6月26日開催の協議会における本計画の承認議決のみに参加（議決委任）	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県飯塚市新立岩5-5

（所 属）飯塚市役所市民協働部地域公共交通対策課

（氏 名）田中 真優

（電 話）0948-96-8451

（e-mail）chiiki-koutsuu@city.iizuka.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹線系統等 と接続の確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
飯塚市	(有)Shonai観光	(1) 飯塚東		飯塚東地区		往 km 復 km	240日	1322回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの上山田線と下三緒バス停等にて接続	③
	(有)Shonai観光	(2) 庄内		庄内地区		往 km 復 km	240日	2251回			区域	②(2)	JR九州の筑前庄内駅にて接続	③
	綜合交通(株)	(3) 鎮西		鎮西地区		往 km 復 km	240日	1375回			区域	②(2)	西鉄バスの飯塚市内線と潤野下区バス停等にて接続	③
	(有)Shonai観光	(4) 筑穂		筑穂地区		往 km 復 km	240日	8229回			区域	②(1)	JR九州の筑前大分駅等にて接続	③
	穂波タクシー(株)	(5) 穂波		穂波地区		往 km 復 km	240日	7468回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの小竹・天道線と済生会飯塚嘉穂病院バス停等にて接続	③
	安全タクシー(有)	(6) 穎田・鯉田		穎田・鯉田地区		往 km 復 km	240日	1843回			区域	②(1)	西鉄バスの小竹・天道線と穎田病院バス停等にて接続	③
	綜合交通(株)	(7) 鎮西・二瀬		鎮西・二瀬地区		往 km 復 km	240日	4514回			区域	②(2)	西鉄バスの飯塚市内線と潤野下区バス停等にて接続	③
	綜合交通(株)	(8) 二瀬		二瀬地区		往 km 復 km	240日	3828回			区域	②(2)	西鉄バスの飯塚市内線と二瀬本町バス停にて接続	③
	安全タクシー(有)	(9) 幸袋		幸袋地区		往 km 復 km	240日	1908回			区域	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの小竹・天道線と鯉田渡バス停等にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 別図

<添付資料：予約乗合タクシー運行系統図>

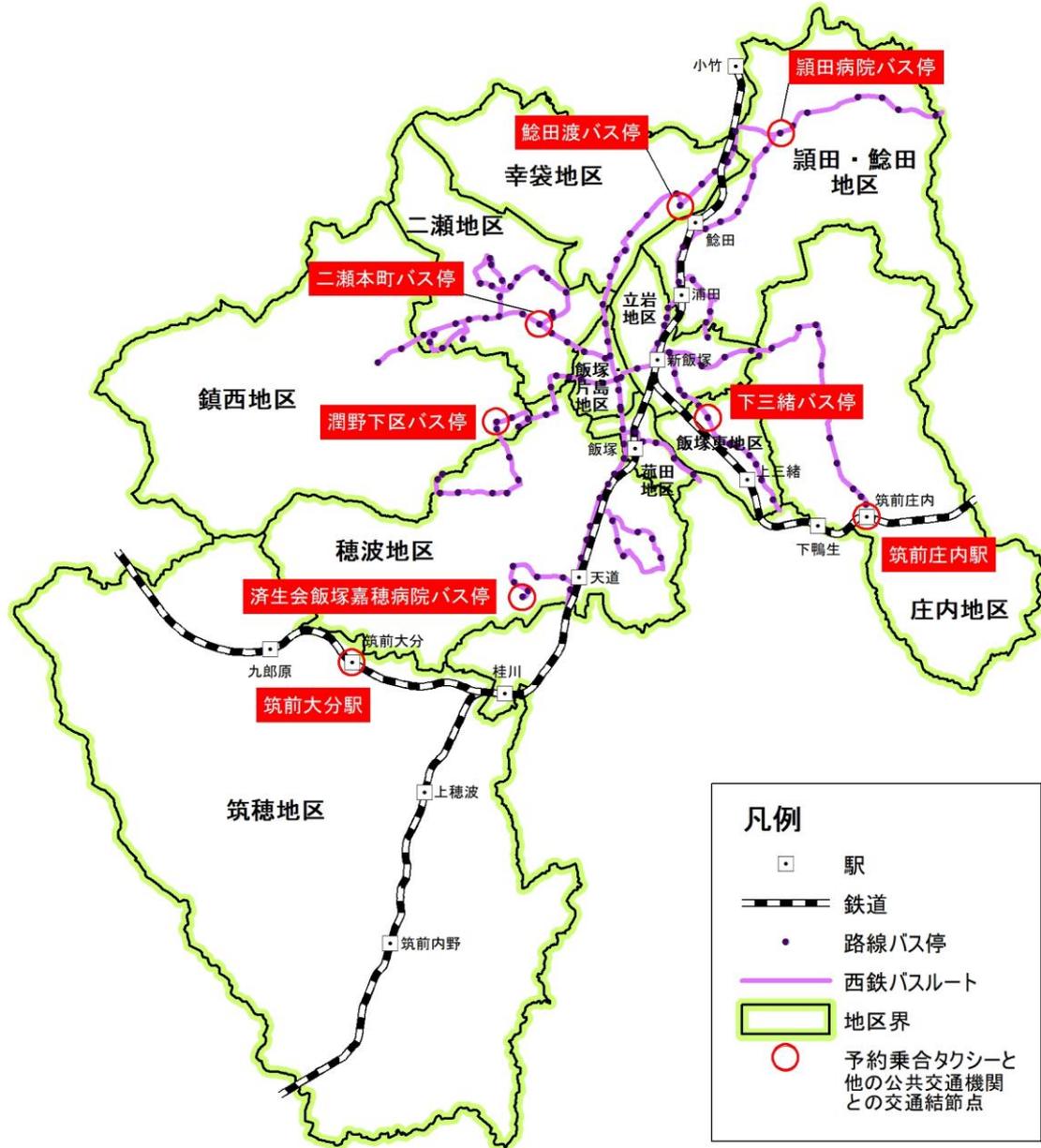


図 予約乗合タクシー運行系統図

○飯塚市内8地区にて運行
 図に示す「幸袋地区」、「二瀬地区」、「鎮西地区」、「穎田・鯰田地区」、「飯塚東地区」、「庄内地区」、「穂波地区」、「筑穂地区」の計8地区
 ※「立岩地区」、「飯塚・片島地区」、「菰田地区」の3地区では運行しない。

第1. 飯塚市コミュニティ交通の概要

1. 飯塚市コミュニティ交通の沿革

飯塚市のコミュニティ交通における沿革は次のとおりです。

飯塚市コミュニティ交通の沿革	
平成 18 年（2006 年）3 月	1 市 4 町が合併し、新市制の現飯塚市が発足。旧 4 町のコミュニティ交通の運行を引き継ぐ。
平成 20 年（2008 年）	「飯塚市地域公共交通総合連携計画」を策定する。
平成 21 年（2009 年）4 月	旧 4 町のコミュニティ交通を見直し、定時定路線型のコミュニティバスの実証運行を開始する。（全 11 路線、運賃 100 円均一）
平成 22 年（2010 年）4 月	コミュニティバスの運行を 11 路線から 13 路線に拡大する。
平成 23 年（2011 年）	「飯塚市生活交通ネットワーク計画」を策定する。
平成 24 年（2012 年）4 月	コミュニティバスの運行を 13 路線から 3 路線に再編する。（全 3 路線、運賃 200 円均一） デマンド型予約乗合タクシーの運行を開始する。（全 8 地区 11 台体制、運賃 300 円均一）
平成 26 年（2014 年）	「飯塚市地域公共交通網形成計画」を策定する。
平成 27 年（2015 年）4 月	コミュニティバス及び予約乗合タクシーに加え、中心市街地において街なか循環バスの実証運行を開始する（3 年間）。（全 3 路線、運賃 100 円均一）
平成 30 年（2018 年）3 月	「第 2 次飯塚市地域公共交通網形成計画」を策定する。
平成 30 年（2018 年）4 月	コミュニティバスと街なか循環バスを統合し、コミュニティバスを全 4 路線体制による運行とする。
令和元年（2019 年）10 月	JR 九州バス（直方線）の一部区間廃止に伴い、宮若市と共同でコミュニティバス宮若・飯塚線の運行を開始する。
令和 2 年（2020 年）10 月	西鉄バスの一部区間廃止に伴い、3 地区の予約乗合タクシーを利用して廃止区間における定時定路線型運行路線ワゴン（運賃 200 円均一）を開始し、予約乗合タクシー車両を 1 台増車。併せて、コミュニティバス宮若・飯塚線の運行ルートの一部変更。
令和 4 年（2022 年）4 月	コミュニティバス 4 路線を統廃合し、1 路線とする。 まちづくり協議会が運行していた買物ワゴンを継承する等して、エリアワゴン（地区内定時定路線型）の運行を開始する。（全 10 地区、運賃 100 円均一）
令和 5 年（2023 年）3 月	「飯塚市地域公共交通計画」を策定する。
（令和 6 年度）	次期（令和 7 年度～9 年度）コミュニティ交通運行体系を策定交通体系の方向性等について、協議会にて提案（8 月開催予定）

2. 運行事業者一覧

(1) 予約乗合タクシー（路線ワゴン）運行事業者

運行地区	号車	事業者名
穎田・鯉田地区	8 号車	安全タクシー有限会社
幸袋地区	9 号車	
穂波地区	10、11 号車	穂波タクシー株式会社
筑穂地区	3、4、5 号車	有限会社 Shonai 観光
庄内地区		
飯塚東地区	1 号車	総合交通株式会社飯塚営業所
鎮西地区（八木山地区以外）	2 号車	
二瀬地区	6 号車	
鎮西・二瀬地区（主に八木山地区）	7 号車	

予約乗合タクシー運営

事業項目	事業者名等
予約受付業務	株式会社福岡ソフトウェアセンター
予約管理システム	システム名:コンビニクル(順風路株式会社)

(2) コミュニティバス 運行事業者

運行路線	事業者名
飯塚市単独運行 : 筑穂・高田線	有限会社 Shonai 観光
宮若市との共同運行 : 宮若・飯塚線	誠心物流株式会社

(3) エリアワゴン 運行事業者

運行地区	事業者名
穎田地区・鯉田地区・幸袋地区	安全タクシー有限会社
穂波地区・菰田地区	穂波タクシー株式会社
飯塚東地区・庄内地区・筑穂地区	有限会社 Shonai 観光
二瀬地区・鎮西地区	総合交通株式会社飯塚営業所

3. 運行事業費（令和 5 年度）

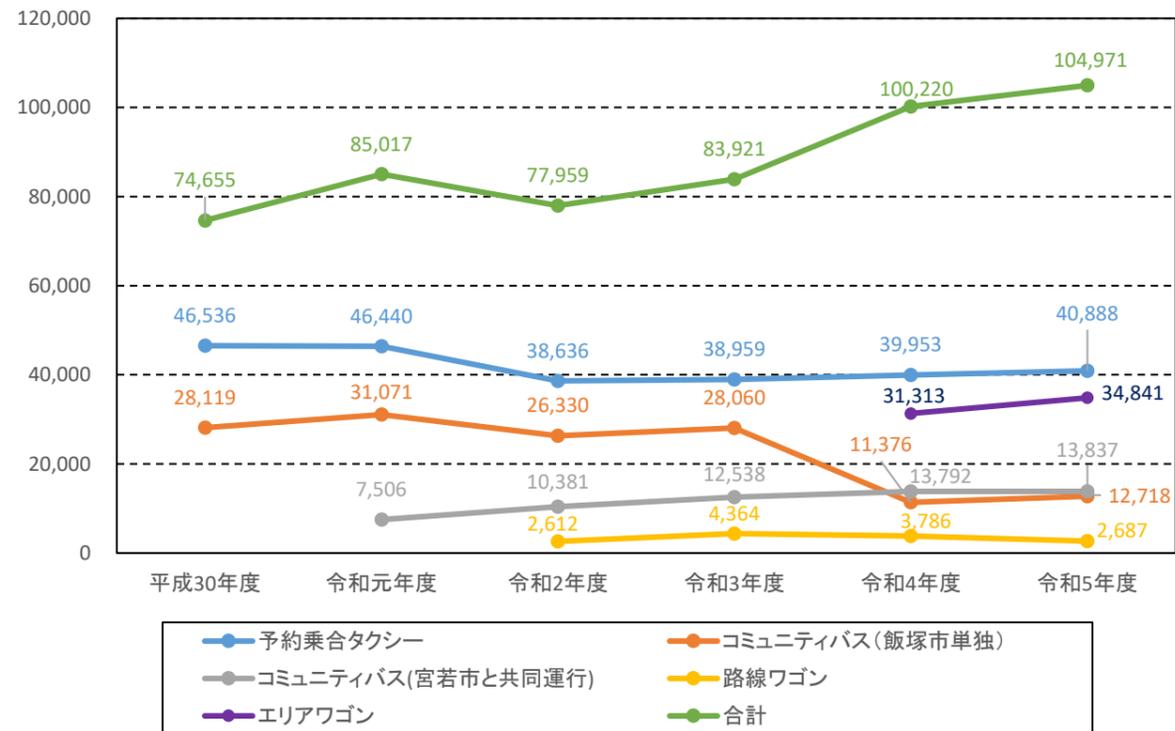
予約乗合タクシー（路線ワゴン含む）			
(内訳)	運行業務委託料	64,087,100円	
	受付業務委託料	14,109,700円	
	管理システム使用料	2,222,880円	
	小計	80,419,680円	
エリアワゴン			
	運行業務委託料	32,977,120円	
	小計	32,977,120円	
コミュニティバス			
(内訳)	筑穂・高田線	運行業務委託料	14,535,400円
	宮若・飯塚線	運行負担金	5,813,000円
	小計	20,348,400円	
	事業費合計	133,745,200円	

第2. 飯塚市コミュニティ交通の利用状況

令和5年度までの飯塚市コミュニティ交通の利用状況は次のとおりです。

1. コミュニティ交通全体(年度別利用者数)

令和5年度のコミュニティ交通全体の利用者数は104,971人(前年比+4,751人)となっており、令和4年度比では、路線ワゴンを除いて、予約乗合タクシー、エリアワゴン、コミュニティバス筑穂・高田線、宮若・飯塚線の利用者数は増加しています。



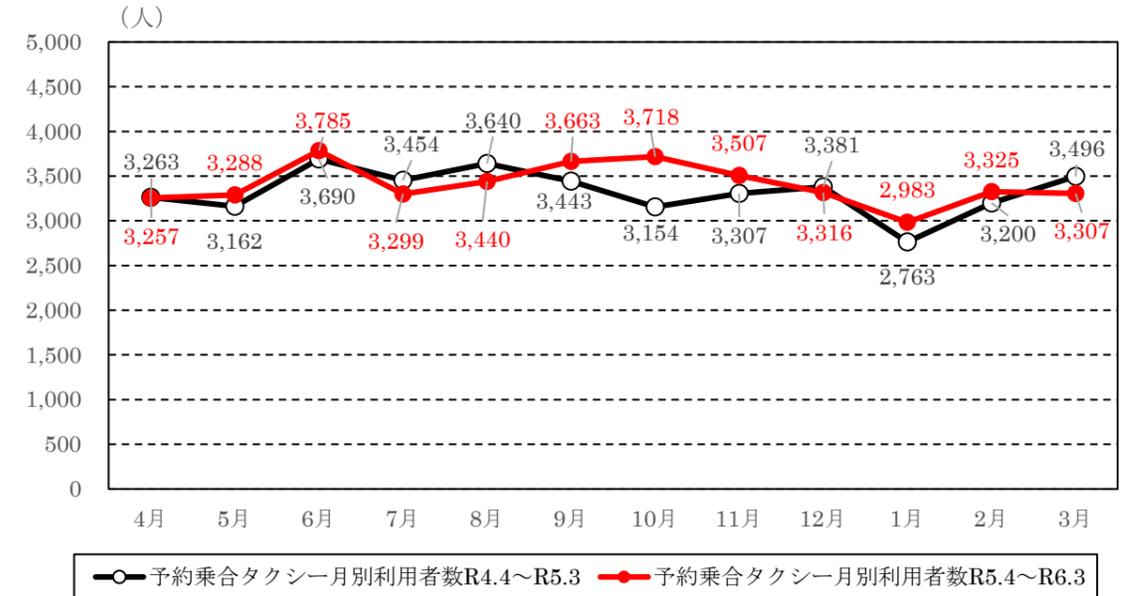
※令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大

※コミュニティバス(飯塚市単独)は、令和4年度に4路線を統廃合し、1路線としました。

2. 予約乗合タクシー(月別利用者数)

全体利用者数

予約乗合タクシー合計<4月~翌3月の合計利用者数>
 (R4.4~R5.3) 39,953人 ⇒ (R5.4~R6.3) 40,888人
 (前年より)+935人

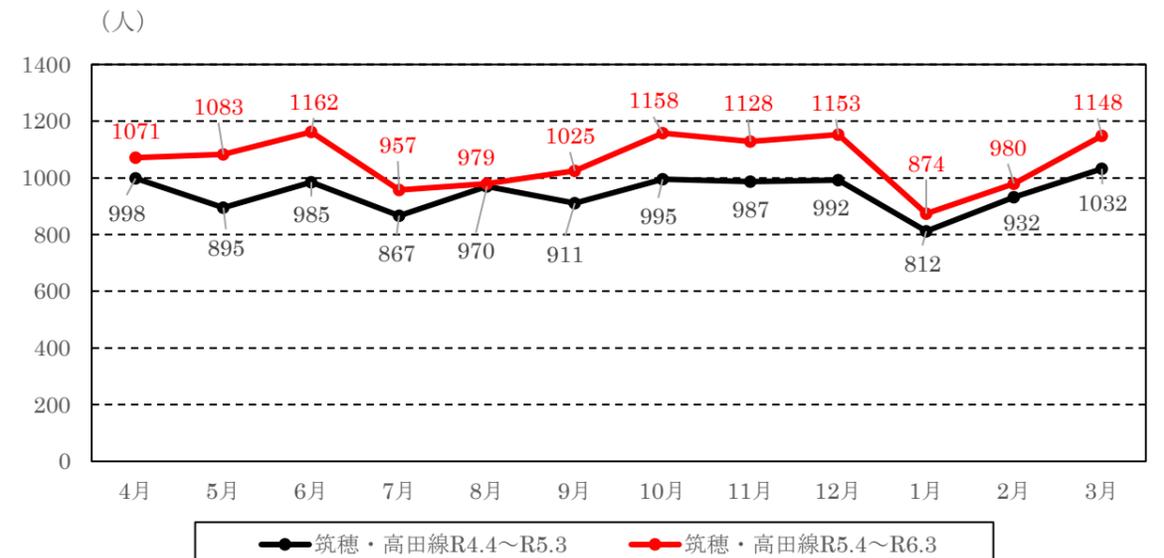


3. コミュニティバス

(1) 単独運行コミュニティバス(筑穂・高田線)の利用状況(月別利用者数)

全体利用者数

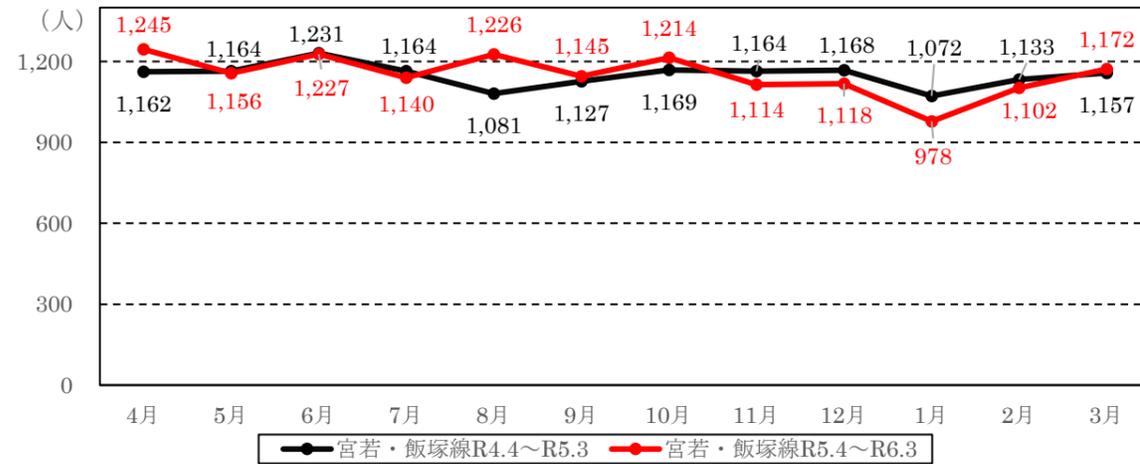
・令和4年度よりコミュニティバス4路線を統合し、1路線としました。
 ・筑穂・高田線合計<4月~翌3月の合計利用者数>
 (R4.4~R5.3) 11,376人 ⇒ (R5.4~R6.3) 12,718人
 (前年より)+1,342人



(2)宮若市との共同運行コミュニティバスの利用状況(月別利用者数)

全体利用者数

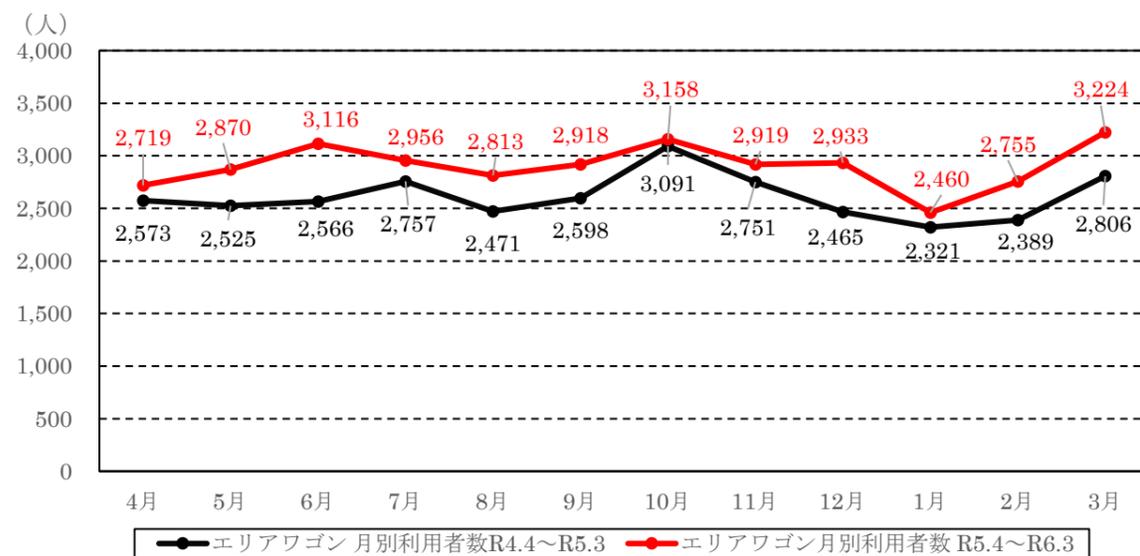
- ・令和元年10月からJR九州バス路線廃止に伴い、宮若市と共同運行を開始しました。
- ・宮若・飯塚線合計<4月～翌3月の合計利用者数>
 (R4.4～R5.3) 13,792人 (R5.4～R6.3) 13,837人
 (前年より)+45人



4. エリアワゴンの利用状況(月別利用者数)

全体利用者数

- ・令和4年4月から、まちづくり協議会が運行していた買物ワゴンを継承する等して、運行開始しました。
- ・エリアワゴン合計<4月～翌3月の合計利用者数>
 (R4.4～R5.3) 31,313人 (R5.4～R6.3) 34,841人
 (前年より)+3,528人



5. 路線ワゴン(月別利用者数)

- ・令和2年10月から幸袋地区、鎮西地区、飯塚東地区において予約乗合タクシーの車両を利用した路線ワゴンの運行を開始しました。
- ・令和4年4月から穎田地区、幸袋地区、鎮西地区で運行しています。
 穎田地区<4月～翌3月の合計利用者数>
 (R4.4～R5.3) 770人 ⇒ (R5.4～R6.3) 170人
 幸袋地区<4月～翌3月の合計利用者数>
 (R4.4～R5.3) 1,068人 ⇒ (R5.4～R6.3) 783人
 鎮西地区<4月～翌3月の合計利用者数>
 (R4.4～R5.3) 1,948人 ⇒ (R5.4～R6.3) 1,734人

	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
穎田地区	令和4年度	31	39	54	69	69	86	81	62	74	61	69	75	770
	令和5年度	12	11	15	15	18	15	14	13	17	21	10	9	170
幸袋地区	令和4年度	95	78	95	98	113	80	93	83	92	70	84	87	1,068
	令和5年度	86	81	78	62	70	74	73	58	61	50	39	51	783
鎮西地区	令和4年度	148	156	188	183	137	157	151	158	177	131	162	200	1,948
	令和5年度	187	170	164	126	129	148	139	155	146	111	123	136	1,734
全地区合計	令和4年度	274	273	337	350	319	323	325	303	343	262	315	362	3,786
	令和5年度	285	262	257	203	217	237	226	226	224	182	172	196	2,687

6. スクールバス一般混乗(年度別利用者数)

- ・令和5年度のスクールバスへの一般混乗利用者数は合計14人となっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
八木山地区(鎮西)	33	19	116	15	14
桑曲線(筑穂)	5	0	0	0	0
合計	38	19	116	15	14

地区別利用状況（エリアワゴン・路線ワゴン・予約乗合タクシー）

【1】エリアワゴンについて

		飯塚東	庄内	筑穂	鎮西	二瀬	幸袋
延べ運行日数(日)	令和4年度	433	386	484	147	147	96
	令和5年度	430	390	500	146	146	100
利用者数(人)	令和4年度	6,666	3,427	3,225	1,994	2,167	2,248
	令和5年度	7,140	3,876	2,884	2,435	3,955	1,770
1日平均利用者数(人/日)	令和4年度	15.4	8.9	6.7	13.6	14.7	23.4
	令和5年度	16.6	9.9	5.8	16.7	27.1	17.7

		鯉田	穎田	穂波	菰田	合計
延べ運行日数(日)	令和4年度	98	98	434	289	2,612
	令和5年度	100	99	439	290	2,640
利用者数(人)	令和4年度	888	1,988	6,664	2,046	31,313
	令和5年度	973	1,880	7,489	2,439	34,841
1日平均利用者数(人/日)	令和4年度	9.1	20.3	15.4	7.1	12.0
	令和5年度	9.7	19.0	17.1	8.4	13.2

※エリアワゴンは令和4年4月1日から運行開始。

※運行日数については、各地区の運行路線及び系統の運行日数を加算した延べ日数としている。

【2】路線ワゴンについて

		鎮西	幸袋	穎田	合計
運行日数(日)	令和4年度	240	240	240	720
	令和5年度	240	240	240	720
1日あたり運行便数(便)	令和4年度	7	5	4	16
	令和5年度	7	5	2	14
利用者数(人)	令和4年度	1,948	1,068	770	3,786
	令和5年度	1,734	783	170	2,687
1日平均利用者数(人/日)	令和4年度	8.1	4.5	3.2	5.3
	令和5年度	7.2	3.3	0.7	3.7

※鎮西・幸袋は令和2年10月1日から運行開始。穎田は令和4年4月1日から運行開始。

【3】予約乗合タクシーについて（運行日数は、令和4年度、令和5年度ともに240日）

		飯塚東	庄内	筑穂	鎮西	二瀬	幸袋
利用者数(人)	令和4年度	1,291	2,957	9,861	4,455	8,079	2,704
	令和5年度	1,524	2,561	10,007	4,054	8,973	2,208
1日平均利用者数(人/日)	令和4年度	5.4	12.3	41.1	18.6	33.7	11.3
	令和5年度	6.4	10.7	41.7	16.9	37.4	9.2

		鯉田	穎田	穂波	合計
利用者数(人)	令和4年度	413	1,152	9,041	39,953
	令和5年度	574	1,579	9,408	40,888
1日平均利用者数(人/日)	令和4年度	1.7	4.8	37.7	166.5
	令和5年度	2.4	6.6	39.2	170.4

「飯塚市地域公共交通計画」について(基本理念・方針・目標・施策項目)

「飯塚市地域公共交通計画」

策定日 令和5年3月

計画期間 令和5年度～令和9年度の5年間

1. 計画の基本理念及び基本方針

基本理念 「連携と協働による、暮らしを支える持続可能な公共交通体系の構築」

基本方針 ①「活力あるまちづくりを支える公共交通体系の構築」

②「民間と行政との連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築」

③「未来につなぐ、持続可能な公共交通事業」

2. 計画の目標

3つの基本方針に基づいて目標を設定

目標 1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築

目標 1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持

目標 2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

目標 2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手段の実現

目標 3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営

目標 3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持

3. 目標を達成するための実施施策

毎年度、事業進捗状況の報告及び評価が必要な6施策を抜粋
(その他の施策は、資料 5-2 参照)

施策No.④ 輸送を支える公共交通の運行実施

施策No.⑤ 全市的な輸送を支える公共交通の運行実施

施策No.⑥ 民間及び行政の連携による乗継利用促進

施策No.⑦ 民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定

施策No.⑨ 公共交通モニタリング調査の実施

施策No.⑰ コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営

「飯塚市地域公共交通計画」における施策実施状況

(計画書 第8章「目標達成のための実施施策」より、毎年度報告を必要とするものを抜粋)

目標	施策 No.	施策名	事業	令和5年度の主な事業実施状況	事業実施の評価
1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持	④	身近な輸送を支える公共交通の運行実施	コミュニティ交通(予約乗合タクシー、エリアワゴン等)の運行(地区内運行型)	予約乗合タクシー 市内 9地区で運行実施 利用者数 R4:43,739人⇒R5:43,575人 (R9目標値48,000人) エリアワゴン 市内10地区で運行実施 利用者数 R4: 31,313人⇒R5:34,841人 (R9目標値39,000人) (予約乗合タクシーには路線ワゴン利用者を含む) 【令和5年度の主な改善内容】 予約乗合タクシーでは、地区外で行ける施設として、飯塚東地区に「カホテラス」、二瀬地区に「金澤整形外科」を追加。 エリアワゴンでは、幸袋地区に「幸袋交流センター」、飯塚東地区に「カホテラス」、穂波・菰田地区に「カホテラス」及び「昭和通」の停留所を追加。	実施できている。 ※継続実施
			民間タクシーの運行支援	燃料費高騰に起因する事業費の負担を軽減するため、市内に本社または営業所を有する民間タクシー事業者全7社に対し、支援金を支給した。【民間タクシー事業者数 R5:7社 (R9目標値 7社)】 支援額：タクシー1台あたり 23,000円	実施できている。 ※状況に応じて実施
	⑤	全市的な輸送を支える公共交通の運行実施	鉄道、民間路線バスの運行支援	①民間路線バス(西鉄バス)に対する赤字補填を実施。 小竹・天道線 17,436,936円 碓井線 3,021,000円 飯塚市内線 58,292,000円 上山田線 8,210,000円 合計 92,379,936円 飯塚大隈線 5,420,000円 西鉄バス市内ローカル線利用者数(年間) R4:1,171,938人⇒R5:1,189,828人(R9目標値1,440,000人) ②鉄道及び民間路線バスの利用促進支援。 関係自治体である嘉麻市及び桂川町とも連携しながら、利用促進に係る記事を各広報紙に掲載した。 JR九州本市主要4駅の乗車人員(1日) R3:4,982人⇒R4:5,653人(R9目標値6,000人)	実施できている。 ※継続実施
			コミュニティバスの運行(地区間運行型)	飯塚市単独運行路線として筑穂・高田線の運行を実施 利用者数 R4:11,376人⇒R5:12,718人 宮若市との共同運行として宮若・飯塚線の運行を実施 利用者数 R4:13,792人⇒R5:13,837人 R5合計26,555人(R9目標値30,000人) 【令和5年度の主な改善内容】 筑穂・高田線において、路線を「筑穂支所」まで延伸するとともにバス停を8箇所追加。	実施できている。 ※継続実施
	2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築	⑥	民間及び行政の連携による乗継利用促進	共通乗降場所の設置や運行ダイヤ調整	計画策定時の交通結節点15ヶ所については、ダイヤ調整等を行いながらJRや西鉄バスとの連携乗り継ぎを維持している。 令和5年度中には、新たな結節点として、2ヶ所(ゆめタウン、鯉田浦田公民館)の停留所を選定して追加。 交通結節点数 R4:15ヶ所⇒R5:17ヶ所(R9目標20ヶ所)
⑦		民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定	まちづくり協議会参画による運行計画編成	各地区のまちづくり協議会等の会合に出席し、各地区でいただいたご意見等を参考に、令和6年度の運行計画を策定した。 協働実施地区数 R5:10地区 (R9目標値 10地区)	実施できている。 ※継続実施
2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現	⑨	公共交通モニタリング調査の実施	公共交通モニタリング調査の実施	令和5年度については、利用状況の集計・分析のほか、市内各地区及び運行事業者からの意見聴取を行い、次年度(令和6年度)の運行計画に活用した。 (令和6年度においては、コミュニティ交通利用者アンケートを実施し、現在集計中のため、本協議会において報告予定) (R9目標値:毎年度実施)	実施できている。 ※継続実施
3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営	⑰	コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営	コミュニティ交通利用者数調査	エリアワゴンやコミュニティバスについては、便毎や停留所毎の乗降者数、予約乗合タクシーについては、地区毎(号車毎)の利用者数などを日単位で調査した。 コミュニティ交通利用者数合計 R4:100,220人⇒R5:104,971人(R9目標値:122,000人) (R5年度内訳:エリアワゴン 34,841人、コミュニティバス 26,555人、予約乗合タクシー 43,575人)	実施できている。 ※継続実施
			適切なコミュニティ交通事業費支出	コミュニティ交通利用者1人あたり平均事業費 R4:1,328円⇒R5:1,311円(R9目標値:1,150円)	実施できている。 ※継続実施

2 実施施策

計画の目標を達成するための施策を次のとおり展開します。

目標 1-1 拠点連携型まちづくりに寄与する公共交通体系の構築

施策①		中心市街地エリアにおける輸送維持・拡充				
施策内容	中心市街地エリアの移動需要に応えるため、民間路線バスの確保維持・拡充を目指します。また、中心市街地内及び周辺地区における商業施設、交通施設等の集客力や利便性の向上に向けた検討をすすめます。					
実施主体	交通事業者・飯塚市					
実施年度	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	民間路線バスの確保維持・拡充への取組					
	商業・交通施設等の集客力や利便性の向上への取組					
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

施策②		周辺地区内における輸送維持・拡充				
施策内容	周辺地区内の移動需要に応えるため、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）及び民間タクシー等の確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	コミュニティ交通及び民間タクシー等の確保維持・拡充への取組					
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

施策③		中心市街地と周辺地区の連携				
施策内容	中心市街地と周辺地区間の移動需要に応えるため、JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充を目指します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	JR、民間路線バス、コミュニティバス、民間タクシーの確保維持・拡充への取組					
実施評価	適宜、地域公共交通協議会にて、事業の進捗状況の報告・評価を実施					

目標 1-2 身近な居住環境において日常生活を支える輸送と全市的な移動を担う輸送の確保・維持

施策④		身近な輸送を支える公共交通の運行実施				
施策内容	交通不便地域の居住者や高齢者などの生活交通弱者が、買物や通院等の日常生活に必要な移動を行えるように、コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン、路線ワゴン）等の運行及び民間タクシーの運行支援を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	コミュニティ交通（予約乗合タクシー、エリアワゴン等）の運行等（地区内運行型）					
民間タクシーの運行支援						
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況进行评估し、コミュニティ交通については3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施					

施策⑤		全市的な輸送を支える公共交通の運行実施				
施策内容	本市と周辺都市との広域的な移動から、市内における地区間移動まで、全市的な移動を支える鉄道、民間路線バス、コミュニティバスの運行及びその支援を実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	鉄道、民間路線バスの運行支援					
コミュニティバスの運行（地区間運行型）						
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、利用状況や利用者ニーズに応じた改善状況进行评估し、コミュニティバスについては3年に1度（次回、令和6年度）、次の3年間の運行内容の再編に向けた検討を実施					

目標 2-1 民間と行政との交通機関相互の連携、及び民間と行政並びに地域住民との協働による公共交通体系の構築

施策⑥		民間及び行政の連携による乗継利用促進				
施策内容	民間交通機関とコミュニティ交通機関とが連携し、お互いの乗り継ぎが出来るよう、共通乗降場所の設置や運行ダイヤの調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	共通乗降場所の設置や運行ダイヤ調整	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑦		民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の運行計画策定				
施策内容	民間事業者と行政に加え、各地区のまちづくり協議会もコミュニティ交通の運行計画編成に参画することにより、エリアワゴン等における住民ニーズを反映した運行計画編成を協働で取り組みます。					
実施主体	飯塚市・地域住民・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	まちづくり協議会参画による運行計画編成	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑧		民間、行政及び地域住民の協働による地域公共交通の利用促進活動				
施策内容	広報誌の掲載・配布や説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催等を通じて、公共交通の利用方法や運行ルート等についての幅広くかつ丁寧な情報発信、周知広報活動による利用促進を協働で実施します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・地域住民					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	広報誌の掲載・配布	実施				
	説明会（イベント時やいきいきサロン等での説明会）開催	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標 2-2 住民ニーズに対応した多様な輸送手法の実現

施策⑨		公共交通モニタリング調査の実施				
施策内容	公共交通の利用状況、及び地域住民や利用者の意向・要望等を目的に応じたモニタリング調査により集約し、公共交通の問題・課題や利用者ニーズを抽出します。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	公共交通モニタリング調査の実施	実施				
実施評価	毎年度、地域公共交通協議会にて、調査結果の報告・評価を実施					

施策⑩		公共交通利用利便性の改善				
施策内容	公共交通の利用環境改善のため、スマートフォンによる予約乗合タクシーの予約、運賃の電子決済方法の導入等の利便性向上施策の調査等を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	スマートフォンを利用した予約の導入	調査・検討・実施				
	運賃電子決済の導入	調査・検討・実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑪		公共交通利用環境の向上				
施策内容	公共交通の乗継利用支援のための乗降場所等の待機環境の向上を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	乗降場所等の待機環境の向上	調査・検討・実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑫ 多様な輸送形態の実施	
施策内容	地区内輸送等の多様なニーズに対応するため、適宜、様々な輸送形態（デマンド型、定時定路線型、その他の輸送手段）の調査、検討を行って、状況に適した輸送を実施します。
実施主体	飯塚市・交通事業者
実施時期	事業
	実施年度
	令和5 令和6 令和7 令和8 令和9
	多様な輸送形態の実施
	実施
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施

施策⑬ 環境に配慮したコミュニティ交通の運行実施	
施策内容	環境負荷軽減に配慮したコミュニティ交通の運行を行うため、二酸化炭素削減を目的としたエコカーの採用などの調査等を行います。
実施主体	飯塚市・交通事業者
実施時期	事業
	実施年度
	令和5 令和6 令和7 令和8 令和9
	エコカーの採用などの調査・検討等
	調査・検討・実施
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施

施策⑭ 民間路線バス事業の代替移動手段の確保	
施策内容	民間路線バス事業の路線廃止等の際には、その移動手段を確保するために、代替手段としてコミュニティ交通の運行を行います。
実施主体	飯塚市・交通事業者
実施時期	事業
	実施年度
	令和5 令和6 令和7 令和8 令和9
	コミュニティ交通による代替運行
	調査・検討・実施
実施評価	必要に応じ、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施

目標 3-1 民間と行政の役割分担等による効果的・効率的で持続可能な公共交通事業運営

施策⑮	民間と行政の役割分担					
施策内容	民間路線バスとコミュニティ交通の競合回避により、民間路線バスとコミュニティ交通双方の持続的な運行・運営の実現を図ります。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	民間路線バスとコミュニティ交通との競合回避	実施				
実施評価	計画最終年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑯	民間路線バス事業者と行政の情報交換や協議の継続					
施策内容	民間路線バス事業者と行政の定期的な情報交換や協議を継続します。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	情報交換や協議（合同会議）の定期的開催	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑰	コストパフォーマンスの向上によるコミュニティ交通事業の効率的な事業運営					
施策内容	利用者増加及び適切な事業経費により、コミュニティ交通事業に関するコストパフォーマンスの向上を図ります。					
実施主体	飯塚市					
実施時期	事業	実施年度				
		令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
	コミュニティ交通利用者数調査	実施				
	適切なコミュニティ交通事業費支出	実施				
実施評価	毎年度に、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

目標 3-2 近隣自治体との連携による輸送機能の確保・維持

施策⑱		JR3 路線の利用促進と輸送機能の維持				
施策内容	市報掲載等による 3 路線に関する利用促進のための情報提供や駅施設等の利活用により鉄道の利用促進を図ります。また、鉄道による輸送機能の確保・維持に取り組めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	鉄道利用促進の実施・鉄道による輸送機能の確保維持	実施				
	市報掲載等の情報提供	実施				
	鉄道による輸送機能の確保・維持に関する要望活動	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑲		JR 福北ゆたか線の複線化				
施策内容	JR 福北ゆたか線については、筑豊本線内で一部複線化されているものの、篠栗線内は全線単線であり、列車の本数や所要時間などで不便な面があります。飯塚市と福岡都市圏との通勤・通学の利便性向上等の観点から、JR 福北ゆたか線複線化の促進活動を引き続き行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
		令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9
	複線化促進活動の実施	実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策⑳	JR篠栗線と地下鉄との接続					
施策内容	JR篠栗線へ福岡市地下鉄空港線を延伸させることにより、飯塚市から福岡空港並びに博多・天神地区へのアクセスが便利になるため、沿線自治体の活性化、交流人口の増加、筑豊地域全体の経済の活性化につながることが期待できます。その実現に向け、沿線自治体や関係機関と連携し、引き続き取り組みを進めます。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・施設所有者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
	関係機関との協議 (期成会協議)	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
		実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

施策㉑	西鉄路線バス（近隣自治体運行路線）及び福岡行き特急の確保・維持					
施策内容	公共交通を利用した周辺市町及び福岡都市圏への移動手段の確保のため、沿線関係市町と連携し、バス路線維持に向けた協議・調整を行います。					
実施主体	飯塚市・交通事業者・関係市町					
実施時期	事業	実施年度				
	関係市町との協議・調整	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9
		実施				
実施評価	必要に応じて、地域公共交通協議会にて、事業進捗状況の報告・評価を実施					

飯塚市内を運行する民間公共交通について

1. タクシー

飯塚市内の事業者名及び登録台数（令和6年6月時点）

① 穂波タクシー(株)	14台
② 総合交通(株)グリーンベルトタクシー	58台
③ 安全タクシー(有)	9台
④ (有)Shonai 観光	18台
⑤ オレンジタクシー(株)	36台
⑥ エースタクシー(株)	7台
⑦ みのりタクシー(株)	5台
合 計	147台

*登録台数は、飯塚市内の営業所における台数(筑豊地区タクシー協会ホームページ等より)

2. 鉄道 *各種データは、JR 九州ホームページより(令和4年度数値)

(1)事業者名

九州旅客鉄道(株)

(2)飯塚市内駅を通過する路線及び利用状況

- ① 筑豊本線(折尾～桂川間) 平均通過人員 7,150 人/日
- ② 筑豊本線(桂川～原田間) 平均通過人員 385 人/日
- ③ 後藤寺線(新飯塚～田川後藤寺間) 平均通過人員 1,205 人/日

*平均通過人員(輸送密度)：当該路線における1日1kmあたりの平均旅客輸送量のこと。

(3)駅別乗車人員(飯塚市内の1日の乗車人員300人以上の駅)

- ① 新飯塚駅 3,864 人/日
- ② 飯塚駅 883 人/日
- ③ 天道駅 542 人/日
- ④ 筑前大分駅 529 人/日
- ⑤ 鯉田駅 364 人/日

3. 路線バス ※路線及び利用状況等は、別紙「飯塚市内を運行する西鉄バス路線の概要」のとおり

事業者名

- ① 西鉄バス筑豊(株)・・・市内の民間乗合バス路線(全5路線)
- ② 西日本鉄道(株)・・・筑豊(特急)福岡線

飯塚市内を運行する西鉄バス路線の概要

令和6(2024)年6月4日現在

事業者名		西鉄バス筑豊株式会社																		西日本鉄道株式会社										
路線名		小竹・天道線				飯塚市内線										上山田線		飯塚～大隈線			碓井線			筑豊(特急)福岡線						
						(旧)庄内・伊岐須線					(旧)潤野・鯉田線																			
行先番号		1		21		2					3					23		12			27			—						
行先 (飯塚バスターミナル／あいタウン前発)		赤池工業団地	新飯塚駅	済生会	飯塚工業団地	西相田	伊川温泉	坂の下	赤坂橋	近畿大学	新飯塚駅	西鉄飯塚営業所	愛宕団地	明治坑	明星寺団地	嘉穂高校・快速	近畿大学	新飯塚駅	山野社宅	上山田	西鉄大隈	稲築才田	西鉄飯塚営業所	西鉄大隈	新飯塚駅	近畿大学	西鉄後藤寺	福岡県立大学	香春町役場	天神
便数	平日	13	13	5	4	17	2	11	6	3	0	14	14	13	29	1	5	2	9	10	26	1	9	8	26	3	27	9	8	75
	土曜日	13	13	5	4	15	4	12	5	0	4	9	13	13	24	0	0	0	9	6	18	0	2	8	25	0	30	8	5	68
	日祝日	6	6	0	0	14	2	10	5	0	2	8	11	13	24	0	0	0	8	7	15	0	2	8	25	0	30	8	5	68
主要路線区間距離		12km				18km					17km					18km		19km			21km			57km						
国県補助受給状況		○				○					○					○		○			○			-						
補填開始年度		H15				R3					R3					R3		R3			R1			-						
関係市町村		-				-					-					嘉麻市		嘉麻市			嘉麻市・桂川町			田川市・篠栗町ほか						
飯塚市の補填額	R3	8,340千円				52,805千円					4,624千円					3,905千円			1,770千円			-						71,444千円		
	R4	12,708千円				56,135千円					5,951千円					4,296千円			2,358千円			-						81,448千円		
	R5	17,437千円				58,291千円					8,210千円					5,420千円			3,021千円			-						92,379千円		
輸送人員	R3	108,403人				637,282人					166,035人					193,246人			81,345人			-						1,186,311人		
	R4	112,365人				634,324人					163,845人					186,207人			75,197人			-						1,171,938人		
	R5	107,911人				656,845人					157,893人					197,907人			69,272人			-						1,189,828人		
備考 (直近の状況等)		R1年10月～毛勝系統を廃止(26便から13便に減便) 上記に伴い、赤字補填はR2年度分から飯塚市単独				R2年10月～ ①赤坂橋系統を減便 ②柏の森ヒルズ～中島組の区間は廃止					R2年10月～ ①蓮台寺～潤野下区の区間は廃止 ②吉北団地～飯塚市役所の区間は廃止					嘉麻市と共同で赤字補填		嘉麻市と共同で赤字補填			嘉麻市、桂川町と共同で赤字補填 R3年10月～路線名を従来の「碓井・大分坑線」から変更			令和6年3月16日～庄内地区「仁保」交差点から糸田町「筑豊烏尾トンネル東」交差点間が減便 同区間は令和7年4月1日付で廃止予定						

■ 筑豊遊園バス停時刻表

R6.4.1現在

平日

行先	福岡方面	田川方面
5		
6	58	
7	33	43
8	48	
9	48	28
10		
11	04 48	42
12		27 56
13	48	
14	48	57
15	58	
16	38	
17	48	
18		
19		
20		
21		
22		37

土日祝

行先	福岡方面	田川方面
5		
6	50	
7	30 53	
8	48	13 46
9		47
10	48	
11		
12		
13	20 48	
14	38	
15	48	41
16	38	43
17	48	
18	48	48
19	59	48
20		
21		
22		

※赤文字は筑豊遊園系統を
継続運行する便。
黒文字は201号バイパス・
トンネル経由に変更の便。

筑豊（特急）福岡線 筑豊遊園系統一部区間廃止）に関する協議・取組経過

年月日	取組等	概要
令和5年3月24日	西日本鉄道(株)から市へ廃止申出	<u>令和5年12月中廃止</u>
令和5年3月24日	飯塚市地域公共交通協議会	報告(申出内容、取り扱い経緯等説明)
令和5年5月30日	西日本鉄道(株)から市へ廃止申出	<u>令和5年12月1日廃止</u> ※福岡県、糸田町に対しても同日申出
令和5年5月30日	沿線自治体及び県から 西日本鉄道(株)へ要望書を提出	県公園街路課、糸田町、飯塚市が各々提出
令和5年5月31日	西日本鉄道(株)から九州運輸支局へ 廃止届出	令和5年12月1日廃止
令和5年6月16日	西日本鉄道(株)から九州運輸支局へ 廃止届出の取り下げ	
令和5年6月22日	飯塚市地域公共交通協議会	報告(減便による運行継続等のご意見)
令和5年9月29日	西日本鉄道(株)から九州運輸局へ一部 廃止届出	<u>令和6年4月1日廃止</u> (3月31日までの運行)
令和5年11月29日	飯塚市地域公共交通協議会	協議(利用状況、減便案説明等)
令和5年12月22日	飯塚市地域公共交通協議会	協議(県ブロック会議への報告内容)
令和6年2月9日	第5回バス対策協議会ブロック別地区 協議会(筑豊地区協議会)	第1回7/12、第2回8/10、第3回 10/18、第4回11/22実施
令和6年2月9日	西日本鉄道(株)から市へ方針変更の 申出	<u>減便による運行継続後、令和7年4月 1日廃止</u> (3月31日までの運行) ※福岡県、糸田町に対しても同日申出
令和6年2月15日	西日本鉄道(株)から九州運輸局へ廃 止届出	令和7年4月1日廃止

公 示

九 州 運 輸 局 長
令 和 6 年 4 月 22 日

(公示番号 九運公第15号)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更(廃止日の繰り下げ)届出

事案 番号	休止又は 廃止の別	申請者	届出路線		料程	休止又は廃止 の予定日	休止又は廃止 の理由	備考
			起 点	終 点				
福5廃8	廃止	西日本鉄道株式会社	福岡県飯塚市有安676-2先	福岡県田川郡糸田町162-11先	5.91	当初の廃止予定日：R6.4.1 繰り下げ後の廃止予定日： R7.4.1	収支状況、旅客の利用状 況、乗務員の労働環境の 改善のため	